

自治会・回覧

会員各位

平成28年11月
生活環境部

■交差点での一時停止を守りましょう!

＜一時停止違反は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失罰あり)＞

※本件(交差点での一時停止)のお願いは、6月に一回回覧で実施していますが、一部でまだ守られていない状況ですので、年末を迎えるこの時期にあたり、改めてのお願いをするものです。

秋も深まり、夜明けが遅く、日没が早くなる時期となってきました。

いつもの出勤時間、いつもの帰宅時間で車を走らせていても、知らず知らずのうちに歩行者の確認がしづらくなってきているのです。

師走ももうすぐ、忙しい時期になり道路の渋滞も長くなっていきます。

だからこそ、いつもより気持ちと時間に余裕を持って出発し、慌てずしっかりと一時停止を行い、確実な左右確認での運転を心がけましょう。

